2011年12月25日 第1043号 1

/www.mito.ne.ip/~iba-kou/

## 県議会保守系会派も請願内容に強い関心示す

## 高教組、田山県議会議長に教育条件改善署名簿を提出

12月2日、茨城県高等学校 教職員組合は、「教育全国署名」 (5,274 筆)、「障害児学校の普通 教室不足の早期解消を求める署 名」(3,665 筆)、「つくば養護学 校の早期の過密解消を求める署 名」(625筆) の3つの請願署 名簿を茨城県議会議長に提出し

田山東湖議長には、小中高校 の30人以下学級を早期に実現 するよう求めたほか、県南・県 西地域で定時制への希望者が増 えている中で、水海道一高の夜 間定時制が廃止されることにな

れば取手市から筑西市にいたる 関東鉄道常総線沿線にまったく 定時制がなくなってしまう状況 を説明し、県議会での慎重審議 (11月26日)の3駅頭で署名 を要請した。

請願提出に先立っておこなっ た議員への要請行動に対し、「い ばらき自民党」は「問題は十分 に分かっているので、党として も検討したい。」と答え、「自民 県政クラブ」は、2人の県会議 員が長時間にわたって懇談に応 じ、とりわけ障害児学校の教室 不足について詳細な質問を寄せ たうえで、「今度、障害児学校を

見学してみる」と述べた。

今年は守谷駅(10月22日)、 水戸駅(11月12日)、土浦駅 活動をおこなったが、いずれに おいても例年になく多くの県民 が立ち止まって署名に応じた。 教育条件を充実・前進させたい という県民の願いはますます強 くなっている。

「教育全国署名」の国会あて署 名簿(署名用紙の右側頁)につ いては、来年2月に国会に提出 する予定であり、引き続きご協 力をお願いしたい。■

# 〈教育のつどいいばらき〉案内

○ 2月4日(+)13:30 - 17:00 十浦・ワークヒル十浦 ☎ 029-826-2622 基調報告

「どうなる? 日本のエネルギー問題」 講 師 小林義行さん

(中央高校教諭、東レ理科教育賞・理化学協会賞受賞)

特別報告 栗又衛さん「原発・放射線・エネルギーの授業」 佐々木正久さん「総合的な学習の時間での東日本大震災と原発事故」

泊 ホテルグリーンコア (十浦市) **2** 029-822-4111

十浦・亀城プラザ 2月5日(日) 9:00-12:00 **2** 029-824-3121

第一 原発・放射能問題実践交流 分科会

第二 授業づくり・学校づくり

障害児教育

参加申し込みは茨高教組書記局まで 組合員は参加費・宿泊費無料です 

## -般公衆の法定被曝限度1mSv を蹂躙する行政当局の詭弁

#### 文部科学省の「敷地境界」論

放射線審議会における放射線 被曝限度の引き上げの動きにつ いて検討する前に、もう一点、 文部科学省科学技術・学術政策 局政策課総括係長遠藤正紀の言 動に触れなければならない。

2011年6月28日に実施した 全教 • 茨城県高等学校教職員組 合による交渉の際、「園児・児 童・生徒の年間被曝を 20mSv ま

で許容する 4月19日付け文科 省通達は、一般公衆の許容量を 1 mSv とした法律に違反する のではないか!とただしたとこ ろ、遠藤係長は「それは原子力 施設の敷地境界についての規定 である」と述べた。つまり、「1 mSv」は境界線上での話であり、 境界線の外側にいる一般公衆に ついての規定は存在しないのだ から、園児・児童・生徒につい て 20mSv とする通達が法令に違 反することはない、というので ある。

原子炉等規制法 · 同規則 · 経 済産業大臣告示は、発電用原子 炉においては、3か月あたり 1.3mSv すなわち年間 5.2mSv を 超える放射線被曝を受ける区域 を「管理区域」としたうえで、 その周囲を「周辺監視区域」と するよう定め、さらに「周辺監 視区域」の外側は「いかなる場 所においても | 年間 1 mSv の被 曝を受けることのないようにす るよう定めている。これが一般

公衆の被曝限度が年間 1 mSv で あるとする国内法上の規定であ る。敷地境界線上の規制値が1 mSv であると規定しているわけ ではない。遠藤係長の言明は誤 りである。

しかし、この「境界線上」論 は彼のオリジナルではない。『わ かりやすい原子力規制関係の法 令の手引き』は、次のように説 明する(2011年、大成出版社、 24-25 頁)。

> 当該区域「周辺監視区域」 の外側のいかなる場所にお いても、すなわち周辺監視 区域の境界においても、そ こでの線量が線量限度を超

えないことが求められま す。当該区域の外側のいか なる場所にも公衆が立ち入 る可能性があるため、周辺 監視区域の境界における線 量限度は、すなわち公衆の 線量限度を意味することに なります。

「外側のいかなる場所」と「周辺 監視区域の境界」とは同じでは ない。「すなわち」と言い換える のは誤りである。「外側のいかな る場所にも公衆が立ち入る」と いうのもおかしな言い回しであ る。著者の広瀬研吉は原子力安 全委員会事務局長や経済産業省 原子力安全・保安院長をつとめ

あげた元高級官僚であるが、「外 側のいかなる場所」を「境界」 にすり替えようとして、こんな 支離滅裂な解説を書いて出版し たのだ。

『放射線健康科学』(草間朋子・ 甲斐倫明他著、1995年、杏林 書院、145頁) はこう説明する。

> 公衆に対する防護が確実に 行われていることを確認す るために、環境モニタリン グの一環として、管理区域 および事業所境界での線量 率の測定がおこなわれる。

この場合の「事業所境界」は「周

【2面につづく】

#### 【1面放射線量記事つづき】

辺監視区域」の外側境界のことだろう。著者の草間朋子(大分県立看護大学学長)は、元放射線審議会委員で、現在は原子力安全委員会専門委員と放射線医学総合研究所(「放医研」)の会議の委員をつとめる。甲斐倫明(大分県立看護大学教授)は、現在の放射線審議会委員で、しかも基本部会の部会長をつとめる。両名は原発推進勢力の一角を占める医師メンバーである。

「外側のいかなる場所においても」1 mSv を超えてはならないのだから、もちろん「敷地境界」でも1 mSv を超えてはならない。当然、「敷地境界」での測定は行われるべきだろう。だが、「敷地境界」での測定だけおこなっていれば十分で、その外側の一般公衆の居住地域の線量を無視してよいということではない。

原発推進政策の中枢部分を担う官僚や医師らは、ことさらに「敷地境界」にすりかえ、「敷地境界」だけを強調し、外側の国土全域を無視してよいかのごとく吹聴する。そして彼らの指導を受ける現役官僚が「1 mSv」は境界に関する規定にすぎないとうそぶいて、法規定を骨抜きにしているのだ。

茨城県教育庁保健体育課の職員が「従来は福島県の学校や本県の学校における放射線量についての法的規定はなかったのだから、4月19日付け文科省通達が学校における許容放射線量を年20mSv、1時間あたり3.8  $\mu^{2720-344}$ としたことは違法では

ない」と言ったのは、文科省の 論法の受け売りだった(7月25 日、茨城県高等学校教職員組合 との交渉の席上、総括課長補佐 今川敬秀。第1036号参照)。

#### 放射線審議会による線量引上げ

放射線審議会は、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年5月21日法律第162号)に基づき、「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的として」、文部科学省に設置されている諮問機関である。関係行政機関は放射線障害の防止に関する技術的基準を定めるときは、この放射線審議会に諮問して意見を聞くことになっている(www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/housha/gaiyou/1283235.htm)。

記憶に新しいところでは、福 島原発事故発生直後の3月14 日、厚生労働省·経済産業省 から緊急作業に従事する者の被 ばく限度を従来の100mSvか ら 250mSv に引き上げること について諮問を受け、さらに3 月16日、冷却水の循環が停止 した燃料プールへの注水のため に自衛隊員を投入するに際して 人事院から同旨の諮問を受けた 際、放射線審議会はそれぞれ に対し、即日、それらを妥当 とする旨助言した (www.mext. go.jp/b menu/shingi/housha/ toushin/1304704.htm、 及 び、 /1304702.htm, /1304708. htm)

この件での放射線審議会の審 議は、「電子メール」によって おこなわれたとのことであり、 「議事録」として各委員からの 返信メールが列挙されている。 なかでもつぎのメールが目を惹 く(2011年3月16日、第114 回放射線審議会、www.mext. go.jp/b\_menu/shingi/housha/ gijiroku/1304490.htm)。

> 【古田委員】 先ほど、 ニュースにおいて、自衛隊 が50mSvを超えることを 理由にヘリコプターによる 注水を断念したとの報道が あった。国民の生命隊が あった。国民の生命隊が を発っるべき自衛隊が 100mSvどころか50mSv の(線量限度の)壁で何も しないのは残念である。本 件〔250mSvへの引き上げ〕 については、賛成である。

軍人とはいえ生身の人間であ る自衛隊員に対して、平然と大 量の放射線被曝を要求した「古 田委員」とは、独立行政法人日 本原子力研究開発機構の東海研 究開発センター核燃料サイクル 工学研究所放射線管理部部長の 古田定昭である。彼は、放医研 の緊急被ばく医療ネットワーク 会議委員もつとめている。前述 のとおりそこには草間朋子もい る。同じような顔ぶれがあちこ ちに名を連ねている。(古田定昭 は、先日茨城県教育庁が実施し た保護者向けの放射能被曝に関 する講演会のうち、県北地区と 水戸地区の2か所で講師を務め た。)

### 東北・関東にひろがる「管理区域」

福島第一原子力発電所は、従来は原子炉建屋などが「管理区

域」に、その外側の敷地全体が「周辺監視区域」に指定されていたようだが、事故後は南北3.4km、東西1.6kmに及ぶ敷地全体が「管理区域」になっている。もはや原発敷地内には「周辺監視区域」を設定する余地はない。

それどころか、原発敷地の外側に年間 5.2mSv をはるかに超える広大な汚染地域が広がっている。すなわち南相馬市、福島市、伊達市、二本松市、郡山市、須賀川市、白河市などは「管理区域」に相当する。茨城県の土浦市、阿見町から、取手市、守谷市にかけて、さらに千葉県の東葛地方、埼玉県三郷市におよぶ一帯も「管理区域」に相当する汚染地域となっている(http://blog-imgs-26-origin.fc2.com/k/i/p/kipuka/09decJG.jpg)。

これら地域の「管理区域」指定を怠る日本国政府の対応は、原子力規制法体系に全面的に抵触する。日本政府は、これらの地域を「管理区域」に指定して、一般公衆の立ち入りを制限する等の措置を講ずるのではなく、逆に一般公衆の被曝限度を1mSvとする法律の規定のほうを変更して一挙に被曝限度を引上げて現実を糊塗しようとする。

ここで、電子メールのやりとりだけで事故対応時の放射線被曝限度を一挙に2.5倍に引上げた実績をもつ放射線審議会の出番となる。放射線審議会は、3月16日以降しばらく休眠していたが、8月以降頻繁に会議をもち、一般公衆の被曝限度である年間1mSvの引き上げのための検討をすすめている。

しかし、1 mSv 規定は、原子

炉等規制法の他、放射線障害防止法、労働安全衛生法、医療法、薬事法など、多分野にまたがる 国内法体系に組み込まれている うえ、施行規則・告示など広範 な行政上の運用方針によって具 体化されている。

1 mSv を 5 mSv、あるいは 10mSv、20mSvへと数値を引き上げようとすると、原子力発電関係の法令にとどまらず、あらいる放射線関連法令をことごといるのではなるであることになるだろう。各規制官庁、さらにそれら規制官庁を規制する原子力安全委員会の膨大な規則や運用通達も、軒並み作り替えなければなるよい。放射線審議会にそれだけ、は単上そこまでの権限は与えられていない。

ことは関連領域の範囲や関連する諸法令・通達の分量の問題にとどまらない。1 mSv を 5 mSv、あるいは10mSv、20mSvに引き上げようとすると、放射線規制法体系の全体が内容的に自家撞着をきたすことになるだろう。規制値の大幅引き上げは、事実上も法律上も不可能なのだ。

#### 原子力規制法令の無効化

そこで放射線審議会は、現行の法体系と行政運用をまるごと無化し、現状の違法状態を解消するための理屈をひねり出そうとする(10月6日、第41回基本部会、www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/housha/002/gijiroku/1312637.htm)。

【甲斐部会長】現在、1mSv /年が安全基準というよう

一般公衆の放射線被曝限度を 年間1 mSv とする国内法の規定 が今も有効だと思っているのは 「誤解」で、年間1 mSv とする規 定は「事故」の際には適用解除 されるというのである。「国際的」 とか「歴史的」とか、無意味的」 とか「歴史的」とか、無意味的」 とか「産史的」というのだ。 は基本部会長甲斐倫明の発言で あり、審議会の基本的合意事項 のようだ。

「事故」が起きたとたんに法律 上の制限規定が解除されること などありえない。放射線審議会 の手法は、戒厳令を発令して国 民の基本的人権を一挙に棚上げ するのと同様である。現行法秩 序を根底から覆そうとするクー デタ的手法は絶対に許されない。

「事故」だと言えば何でも許されるというシロウトじみた論法がまかり通るところに、わが国行政機関の知的水準の低さ、誠実性の欠如が如実にあらわれている。■